

特別金利定期預金

「みらい」

令和5年8月17日現在

商 品 名	・ 特別金利定期預金「みらい」
募 集 期 間	・ 令和5年8月1日～令和5年10月31日 (募集金額30億円に達した時点で締め切らせていただきます)
販 売 対 象	・ 個人のみ(個人事業主含む) ・ 当金庫の本支店が管轄する営業エリアにお住い、またはお勤めの方に限りません。
期 間	・ 定型方式……1年 ・ 自動継続となります。
募 集 金 額	・ 募集金額30億円
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 一括預入 ・ 50万円以上1,000万円未満 ・ 1円単位
払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して払戻します。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 特別金利 0.200% (税引後 0.159%) ※税引後金利は、表示単位未満は切り捨て ・ 当初預入期間(1年)のみ特別金利を適用します。 ・ 継続後の金利は、継続日におけるスーパー定期預金1年もの店頭表示利率とします。継続日以降は特別金利定期預金「みらい」としては取扱いません。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算を行います。
税 金	・ 利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が含まれます。
手 数 料	——
付 加 可 能 な 特 約 事 項	・ 「総合口座」の担保とすることはできません。 ・ マル優の取扱いができる場合がありますので、窓口でご確認ください。
中 途 解 約 時 の 取 扱	・ 原則として満期日前に解約することはできません。 ・ 満期日前に解約する場合は、別表(※1)の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 ※1. 別表「 定期預金の中途解約利率表 」

金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 別表（※2）のとおり受付けております。 ※2. 別表「苦情・紛争等の受付窓口」
その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度の対象預金となります。 預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本 1,000 万円までとその利息が対象となります。 ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。